

## 病院安全管理委員会規則

### （目的）

第1条 当院利用者の安全性確保及びその向上を図るため、医療行為、その他の業務における危険性の認知、分析と対策、実行を統合して行う委員会として、病院安全管理委員会（以下「委員会」という）を設置する。

### （管掌事項）

第2条 委員会は病院長の命令により次の事項を管掌する。

- 一 安全性確保及び、その向上のための方策の立案に関すること
- 二 発生した医療事故及び医事紛争への対応に関すること
- 三 医療事故等の情報収集に関すること
- 四 安全管理についての広報、教育活動に関すること
- 五 発生した医療事故の行政諸官庁への報告に関すること
- 六 日常的安全管理業務及び顕在化した危険性への迅速対応のために安全管理担当者を置くこと、またその活動を監督すること

### （組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- 一 副院長
- 二 事務長（事務次長）
- 三 診療部
- 四 看護部（総看護部長・看護次長）
- 五 診療技術部（薬剤部長・技師長・課長）
- 六 事務部（事務次長・課長）
- 七 外部委員
- 八 専従安全管理者

### （任期）

第4条 委員の任期は1年間とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### （委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、病院長が指名する副院長がこれにあたる。

- 2 委員長は、会を統括し、委員会を代表する。
- 3 委員長は、副委員長を指名し、場合により職務を代理させることができる。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、原則として月1回定期的に開催する。

3 2項のほか、委員長が必要と認める場合に開催する。

(意見聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者を会に出席させ、意見を聴き、また委員以外の者から資料の提出を求める事ができる。

(議事録の作成)

第8条 委員会は書記を置き、会議を開催した場合は議事録を作成しなければならない。

(安全管理担当者(セーフティーマネージャー))

第9条 安全管理担当者は院長が任命し、当該委員会に所属する。

2 安全管理担当者の業務については、別紙に定める。

(実務処理委員会の設置)

第10条 委員長は、第2条(2)に関し、実務処理を行う委員を選任し、訴訟などへの対策が迅速に行われるように努めなければならない。

(秘密の保持)

第11条 委員会の委員として知り得た事項に関しては、正当な理由無く他に漏らしてはならない。

(その他)

第12条 前条に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項に関しては、委員長が別に定めることができる。

(情報開示)

第13条 病院安全管理に関する基準は、患者や家族の要請に応じ閲覧ができるものであるとする。また、基本方針、フローチャートなど一部は病院公式サイトに掲載をする。

附則 この規則は、1994年11月1日より施行する。  
1997年5月1日以下の委員会運営要綱を定める。  
1999年4月1日リスクマネージャーを任命する。  
2000年9月1日より委員会名称を変更する。  
2000年9月1日よりリスクマネージャーを安全管理担当者（セーフティマネージャー）とする。  
2005年4月1日より外部委員を任命する。  
2006年4月1日より専従安全管理者を任命する。